

公益社団法人全国市有物件災害共済会 平成25年度通常理事会議事録

- 1 日 時 平成25年5月17日(金) 13時58分～15時02分
- 2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番2号
全国都市会館 3階 第2会議室
- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 18名 定足数 10名
- 4 出席理事 15名
(出席)
阿部孝夫、生島典明、稲葉信義、浮揚庸夫、金指健司、岸本泰三、
小柴善博、佐々木敦朗、田尻充、長野和幸、林繁美、松崎茂、
丸口邦雄、三橋さゆり、村上龍一(五十音順)
(欠席)
老月邦夫、加賀谷久輝、塚本稔(五十音順)
- 5 出席監事 監事現在数 1名
監事氏名 遠藤幸子
- 6 議題
【決議事項】
議案第1号 平成24年度事業報告について
議案第2号 平成24年度決算について
議案第3号 総会において選出される理事候補者の決定について
議案第4号 業務方法書第12条に定める有資格者の選任について
議案第5号 職務権限規程の一部を改正する規程の制定について
議案第6号 契約規程の一部を改正する規程の制定について
議案第7号 総会の日時、場所及び目的である事項等の決定について
【報告事項】
報告第1号 平成24年度事業報告及び決算の監事監査報告について
報告第2号 理事の退任について
報告第3号 東日本大震災で甚大な被災をされた共済委託団体に対する
平成24年度特例支援金に関する取扱いについて
報告第4号 代表理事の職務執行の状況について
報告第5号 平成24年度助成対象事業の実施報告等について
報告第6号 防災専門図書館に関するあり方検討委員会報告について
報告第7号 日本都市センター会館事業の今後の方向性について
- 7 議事の経過の要領及びその結果
 - (1) 定足数の確認等

冒頭で、事務局が定足数の充足を確認した。続いて、阿部理事長より挨拶を行った。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第33条第1項の規定に基づき、阿部理事長が議長に就いた。

また議長は、議事録署名者について、定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事及び監事が行う旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、浮揚常務理事の議案説明後、議長が採決をとる形式で行われた。

【決議事項】

① 議案第1号「平成24年度事業報告について」及び議案第2号「平成24年度決算について」

冒頭に、本会が平成24年11月1日に公益社団法人に移行したことに伴い、今回の議案となる事業報告及び決算については、平成24年11月1日から平成25年3月31日までの5か月間になることを説明した。引き続き、平成24年度事業報告及び平成24年度決算について説明を行った。

次いで遠藤監事より、報告第1号（後記）により、監事監査報告が行われた。

審議の結果、議案第1号、議案第2号のいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

② 議案第3号「総会において選出される理事候補者の決定について」

報告第2号（後記）により、退任する理事の報告が行われ、引き続き、議案第3号において、3名の理事の辞任の結果、平成25年6月17日に予定している総会開催前の時点における理事数は17名となり、定款第19条第1項第1号に規定する理事の定数（13名以上21名以内）に対し空席が生じるため、定款第20条第1項並びに総会運営基準第2条第7号アの規定に基づき、以下の3名を、総会において選出される理事候補者として決定したい旨を説明した。

旭川市副市長	岡田政勝 氏
京都市副市長	平口愛一郎 氏
福岡市副市長	貞刈厚仁 氏

また、理事候補者3名が総会にて選任された場合、理事の数は20名となるが、なお空席の1名の候補者については、関係会員市と協議中であり、その理事候補者

の決定にあたっては、理事会等運営規程第8条に規定する理事全員の書面議決による決議の省略の方法を検討しており、その場合には改めて各理事へ連絡を行う旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

③ 議案第4号「業務方法書第12条に定める有資格者の選任について」

相互救済事業については、業務方法書の定めるところにより事業を執行するが、同方法書第12条第1項及び第4項において、通常の予測を超えて発生する巨大災害等のリスクに対応するための本会のてん補の上限であり、かつ保有資産の上限額として支払準備資産を規定している。

この支払準備資産については、理事会において決定するが、そのために必要となる、リスクの範囲及び運営指標の算出については、保険数理上の専門的な手法を要するため、同条第2項により規定したアクチュアリーという保険数理の専門家としての資格を有する「有資格者」の意見に基づくものと規定している。

この有資格者は、同条第3項により、理事会で選任することと定められているため、公募により選定した「新日本有限責任監査法人」を有資格者として選任したい旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

④ 議案第5号「職務権限規程の一部を改正する規程の制定について」

職務権限規程第9条第1項に基づき、同規程別表で定める代表理事たる理事長、理事長職務代理者及び常務理事の職務権限として決定すべき事案並びに管理職員が専決すべき事案について以下のとおり改正を行う旨を説明した。

ア 「5 訴訟」の項にある「支払済災害共済金に係る有責の第三者への代位請求訴訟又は調停等」を、「10 相互救済事業」の項に移行し、「④相互救済事業に係る訴訟等」の項目を新たに加える。

イ 「10 相互救済事業」の「②災害共済金及び地震災害見舞金の支出決定等」について、自動車損害共済金に関する地区事務局長の権限を強化するため、専決できる支出決定の額を引き上げる。

また、災害共済金の債務免除または債権放棄について、100万円以上5,000万円未満の案件は常務理事が、100万円未満の案件については地区事務局長が専決することとする項目を新たに加える。

ウ 「10 相互救済事業」の「③相互救済事業に係る事務処理要領の作成」について、常務理事の権限とする。

エ その他、別表における、文言の修正等、所要の整備を行う

施行期日について、上記ア、ウ、エは平成25年5月17日、イは平成25

年7月1日とする。

議案第5号に関して、以下の質疑が行われた。

丸口理事「地区事務局の権限の強化によって、各地区が異なる取扱いを行わないために、全国統一的な判断を行うための対応策について、どのように考えているか。」

浮揚常務理事「公益社団法人移行により、これまでの支部制を廃止し、業務執行については理事会及び代表理事のもと、各部と各地区事務局は対等の関係になったこと、また事務執行の効率化の観点からも、基本的に地区事務局の権限を強化したいと考えている。

質問の点に関しては、自動車損害共済については、平成24年度から進めている、「チャレンジ2011」の取組みの中で、各地区事務局の中堅職員が中心となり、マニュアルプロジェクトを構成し、業務規程や認定に係るQ&A等を精度の高いものにすべく作業を進めている。まだ、最終的な結論までには至っていないが、方向性が見えてきており、地区事務局毎の意思決定に差異が生じることは無いと考えている。

債権の放棄・減免については、地区事務局における対応方法、判断時期、判断基準について、「債権回収マニュアル」を作成し、整理をしているので、地区事務局での判断が統一的に行われることが可能と考えている。また、判断が難しい特殊なケースについては、担当部署と協議できる仕組みもあり、地区事務局の意思決定に支障が無いと思っている。」

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑤ 議案第6号「契約規程の一部を改正する規程の制定について」

契約事務のより一層の透明性、公正性及び競争性を確保する必要があるため、以下のような改正を行う旨を説明した。

ア 業者を指名する場合は「指名業者等選定委員会」の審査が必要である旨の項目を追加する。

イ 随意契約によることができる場合の限度額の引き下げ等を行う。

ウ 入札方法について、郵送及び電送による方法ができる旨の項目を追加する。

エ その他、文言の修正等、所要の整備を行う。

施行期日は、平成25年6月1日とする。

議案第6号に関して、以下の質疑が行われた。

丸口理事「随意契約の限度額を下げ、入札事務の適正化をはかることは良いことと思うが、その他の随意契約ができる場合の規定が削除されたがその理由は何か。」

浮揚常務理事「契約規程の第1条において「契約に関し必要な事項は、法令、定款その他の本会規程に別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。」と規定しており、現行契約規程における、随意契約によることができる場合の条文である第15条第1項第2号から第7号、第2項及び第3項については、地方自治法施行令第167条の2の規定と概ね同文の規定であるため削除することとした。

削除規程に係る取扱いは、地方自治法施行令第167条の2の定めに従って契約事務を執行していくので、これまでと事務執行を変更するものではない。」

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑥ 議案第7号「総会の日時、場所及び目的である事項等の決定について」

総会を下記要領にて招集することを、定款第13条第1項並びに総会運営基準第2条の規定に基づき、本理事会にて決議を求める旨を説明した。

日時 平成25年6月17日（月）14時より

場所 日本都市センター会館3階 コスモスホール

目的である事項：理事の選任、平成25年5月17日開催の理事会の決定事項及び報告事項について

また、総会運営基準第2条第3号に定められている「書面による議決権の行使」について、同条第5号に基づき、総会の開催の前日までに提出することにより行うこととし、「議決権行使」の様式は、各会員市に対して総会開催の通知文に添えて送付することを説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

【報告事項】

① 報告第1号「平成24年度事業報告及び決算の監事監査報告について」

遠藤監事より、事業報告及び附属明細書については、法令及び定款に従い、法人

の状況を正しく示している旨及び理事の職務においても適正に執行されている旨、並びに会計監査人の監査の方法及び結果についても相当であると認める旨の報告が行われた。

② 報告第2号「理事の退任について」

浮揚常務理事より、辞任する旨の届が提出された理事3名についての報告を行った。

③ 報告第3号「東日本大震災で甚大な被災をされた共済委託団体に対する平成24年度特例支援金に関する取扱いについて」

平成24年12月21日開催の理事会において決議された、「東日本大震災で甚大な被災をされた共済委託団体に対する平成24年度特例支援金に関する取扱い」についての結果を、浮揚常務理事より以下のとおり報告した。

1. 特例支援金の交付金総額 1億9,790万1,937円
2. 交付の時期及び方法 平成25年3月28日に各共済委託団体へ送金。
3. 取扱い対象共済委託団体 東日本大震災において、地震による被害に加え巨大地震により甚大な災害を被られた15市及び一部事務組合等

報告第3号に関して、稲葉理事より以下の発言があった。

「理事の皆様方のご高配により、平成24年度も支援をいただいたことにつき、今回の支援を受けた15市を代表して御礼を申しあげたい。各被災自治体の復興の状況は、被災の態様、規模によってそれぞれであり、まだ復興の道半ばではあるが、一所懸命復興に向かっているため、報告申しあげ、御礼とさせていただきたい。ありがとうございます。」

これに対し、阿部理事長より「一日も早い復興を願うところであります。」との発言があった。

④ 報告第4号「代表理事の職務執行の状況について」

浮揚常務理事より、平成24年11月1日から平成25年4月30日までの代表理事3人の職務執行の状況について別紙様式「代表理事の職務執行報告」に基づき下記の事項等について報告を行った。また、代表理事3人のいずれも理事会の承認を要しない利益相反行為について無いことを報告した。

記

- ・定款に基づく会議（総会、理事会）の招集
- ・人事・採用関連業務

- ・職員の退職手当に関する規程の「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」の施行に合わせた支給率の改正
- ・経営会議設置要綱の制定
- ・高額（1件1,000万円以上）な建物損害共済の災害共済金の支出決定

⑤ 報告第5号「平成24年度助成対象事業の実施報告等について」

浮揚常務理事より、定款第4条第5号に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として実施している助成事業について、平成24年度に助成を受けた各団体（5団体）の助成対象事業、交付額及び実施報告書等について報告した。

⑥ 報告第6号「防災専門図書館に関するあり方検討委員会報告について」

浮揚常務理事より、公益社団法人への移行申請を契機として本会内に「防災専門図書館に関するあり方検討委員会」を設置し、専門図書館の経営に関する客観的、専門的立場から議論をいただき、また、共済委託団体等に対するアンケートの実施等により、現状や課題を洗い出して、防災専門図書館の課題や具体的取組みに関する報告書が提出された旨、さらに報告書の内容に沿って可能なものから具体的に取り組む考えであることを報告した。

また、阿部理事長より「防災専門図書館のあり方については、今後引き続き検討しながら、より有効に使われるように工夫をする必要があると思っている。」との発言があった。

⑦ 報告第7号「日本都市センター会館事業の今後の方向性について」

平成25年1月24日理事会において「日本都市センター会館事業の今後の方向性の検討について」承認を得たことを受け、現在の検討状況を浮揚常務理事より説明した。

1 会館事業の現段階での方向性について

会館事業は、「ホテル部門」と「オフィス部門」から構成されているが、公益社団法人である本会が行う収益事業として中長期的に公益目的事業の実施に支障を及ぼす恐れがない状況で運営が可能か、特に根幹である都市センターホテル事業を中心に分析し、検討を進めている。

2 都市センターホテル事業について

都市センターホテル事業を取り巻く経営環境は、今後も競争の激化が予想される。都市センターホテル事業の継続シナリオの検討については、「ア 現在

の運営受託事業者での事業継続」「イ 運営委託契約の条件変更をして現在の事業者で事業継続」及び「ウ ホテルフロアの賃貸方式への変更」のそれぞれのケース毎のメリット、デメリットの現段階での整理を示した。

3 会館事業の見通しについて

都市センターホテル事業については、平成24年度通期では、324万9千円の正味財産の増となった。

しかしながら、さらなる競争激化が予想されるため、現時点で大きな収益増を見込むことは厳しい見通しだが、今後の景気回復や円安等経済環境の変化の状況によっては、収益増も見込まれるところである。

ホテル以外の事業については、貸事務室は、満室で稼働しており、今後も各市の東京事務所等、安定的に入居者を確保できる可能性は大きいと見込んでいる。

駐車場は、ホテル事業を実施する上で、設置を義務付けられている台数を確保しているが、運営経費が負荷となる見込みであり、さらなる経費削減策が課題と考えている。

4 会館事業の今後の検討方針について

都市センターホテル事業を中心に事業スキームの変更も含め、収益改善策を引き続き検討していく。

また、中・長期的な事業収支見通しを算定した上で今後の方向性を判断していく。

検討過程において、外部専門家に加え、有識者も交えた検討チーム（仮称）により検討を深める。

今後も、機会を捉えて理事会で、報告したいと考えている。

阿部理事長より「公益社団法人の収益事業については、色々と課題があるようであるので、引き続き検討しながら、理事会で報告し、意見をいただきながら進めていく。」との発言があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時02分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名捺印する。

平成25年5月17日

代表理事 阿部孝夫 印

代表理事 村上龍一 印

代表理事 浮揚庸夫 印

監事 遠藤幸子 印